

大口町告示第103号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項に定めるところにより、下水を排除及び処理するべき区域等を次のように定める。

その関係書類は、令和5年11月10日から本町建設部建設課に備え縦覧に供する。

令和5年11月10日

大口町長 鈴木雅博

1 供用及び処理開始年月日

令和5年12月1日

2 供用及び処理開始区域

丹羽郡大口町竹田三丁目の一部

3 排水施設の位置

幹線名	大口右岸3号幹線
起点	大口町竹田一丁目地内
終点	大口町竹田三丁目地内
摘要	五条川右岸流域下水道3号幹線に接続

4 分流式又は合流式の別

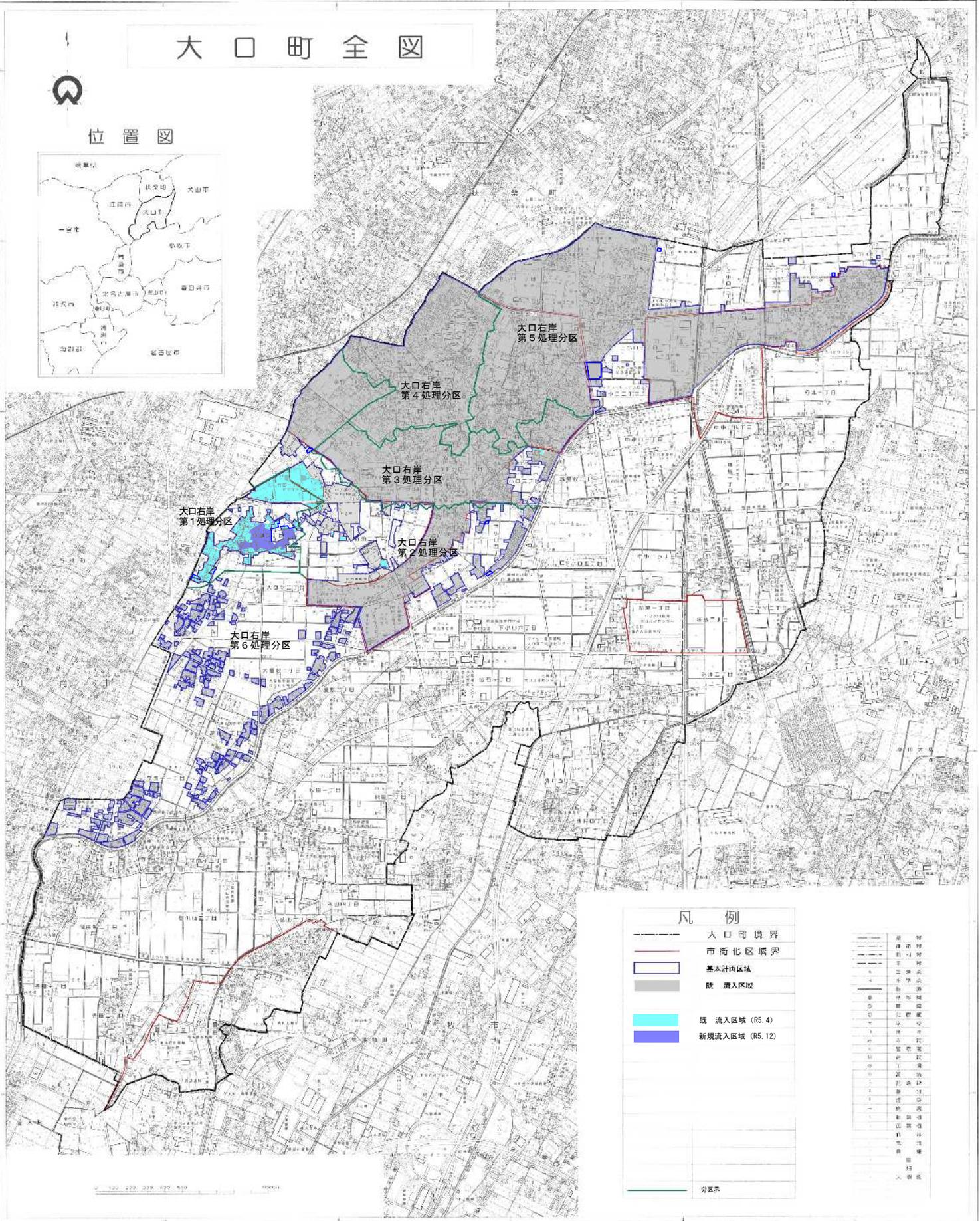
分流式

5 関係図書

別添のとおり

大口町全图

位置图



凡例

- 人口町境界
- 市街化区域界
- 基本計画区域
- 既 流入区域
- 既 流入区域 (R5.4)
- 新規流入区域 (R5.12)
- 分區界

- 道路
- 河川
- 公園
- 学校
- 病院
- 公共施設
- 住宅
- 商業
- 工業
- 農林
- 緑地
- 水産
- 自然保護
- 防災
- 交通
- 電力
- 通信
- 気象
- 地質
- 地籍
- 測量
- 航空
- 衛星
- その他

1. 本図は、国土院の提供した地形図を基に作成されたものであり、地形図の精度に準じています。
 2. 本図は、国土院の提供した地形図を基に作成されたものであり、地形図の精度に準じています。
 3. 本図は、国土院の提供した地形図を基に作成されたものであり、地形図の精度に準じています。
 4. 本図は、国土院の提供した地形図を基に作成されたものであり、地形図の精度に準じています。
 5. 本図は、国土院の提供した地形図を基に作成されたものであり、地形図の精度に準じています。